

第4次朝霞市防犯推進計画（素案） （令和3年度～令和7年度）

～犯罪を起こさせにくい地域環境づくり～



朝霞市防犯シンボルマーク
「彩夏ウボーイ」

朝 霞 市

令和2年12月

目 次

第 1	計画策定	1
1	計画策定の趣旨	
2	市民意識調査にみる施策満足度・重要度	
3	本市の犯罪情勢とその背景	
4	第 4 次朝霞市防犯推進計画の見直しにあたり	
5	第 4 次朝霞市防犯推進計画の方向性	
第 2	計画の基本方針と目標	1 2
1	犯罪を起こさせにくい地域環境づくりの推進	
2	推進体制の整備	
3	数値目標の設定	
第 3	計画の性格	1 4
1	計画期間	
2	実施計画	
第 4	計画の内容	1 5
1	市の取組	
(1)	広報その他の啓発による防犯意識の高揚	
(2)	防犯に関する自主的な活動を推進するための支援	
(3)	都市環境の整備による安全な地域社会の構築	
(4)	学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保	
(5)	パトロールの実施	
(6)	推進体制の整備	
2	市民（土地建物所有者等を含む）の取組	
(1)	防犯に関する意識の高揚	
(2)	自主的な防犯活動	
3	事業者の取組	
(1)	防犯に関する意識の高揚	
(2)	地域における防犯活動の推進と事業活動における防犯対策	
第 5	参考資料	2 6
	朝霞市防犯推進条例	
	朝霞市防犯推進計画会議名簿	
	朝霞市防犯推進庁内連絡会議設置要綱	
	第 4 次朝霞市防犯推進計画関係条例・規則・要綱等一覧	
	第 4 次朝霞市防犯推進計画策定経過	

第1 計画策定

1 計画策定の趣旨

本市では、平成17年に「朝霞市防犯推進条例」を施行し、この条例に基づき、平成18年に朝霞市防犯推進計画（平成18年度～平成22年度）を、平成23年に第2次朝霞市防犯推進計画（平成23年度～平成27年度）を、平成28年に第3次朝霞市防犯推進計画（平成28年度～平成32年度）を策定するとともに、計画内容を具体化した実施計画に基づき、防犯に関する施策を推進してまいりました。

近年、犯罪の発生は減少する傾向にありますが、複雑巧妙化する振り込め詐欺などの高齢者を狙った特殊詐欺犯罪への対応や、子どもに対する声掛け事案や不審者の出没などの犯罪の前兆行為の防止など、安全で安心なまちづくりを推進するためには、引き続き、市、市民、事業者、土地建物所有者等及び警察やその他の関係機関・団体が一体となり、防犯活動を継続していくことが必要です。

このたび、この計画期間の終了にあたり、「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」をより一層推進するため、第4次朝霞市防犯推進計画（令和3年度～令和7年度）を策定するものです。

2 市民意識調査にみる施策満足度・重要度

令和元年12月、第5次朝霞市総合計画後期基本計画策定に伴う市民意識調査を行った結果、市の取組全29項目のうち、「生活（防犯、消費生活等）」の満足度は、高い方から8番目となっております。重要度については、高い方から4番目となっており、『現状維持を図るべきと考えられる項目』とされているものの、満足度よりも重要度が高いことから、さらなる防犯施策を推進する必要があると考えられます。

3 本市の犯罪情勢とその背景

本市における令和元年の刑法犯認知件数^{注1}は924件となり、平成18年・19年以降減少傾向で、過去最も低い数値となっています。これは、埼玉県においても同様の傾向となっています。

また、令和元年の街頭犯罪^{注2}件数は380件で、刑法犯全体の41.1%を占めています。特に自転車盗の271件は、街頭犯罪の71.4%を占めています。

なお、人口千人当たりの本市の刑法犯認知件数は令和元年で6.60件となっており、平成27年の9.55件と比較すると2.95件減少しています。県内72市区町村（さいたま市は区で集計）中、平成27年においては29番目の発生率でしたが、令和元年においては39番目となっています。

犯罪件数が減少したのは、市内に結成された朝霞市防犯パトロール隊^{注3}によるパトロール実施、事業者の事業活動における積極的な防犯活動への取組、土地建物所有者等の防犯に配慮した環境整備の実施など、第3次朝霞市防犯推進計画で定めた取組の効果が表れたものと思われます。

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害の発生状況については、増減の波はあるものの大きく増加はしていません。この要因の一つは、市民に「留守番電話機能」を利用することが浸透したためであると考えられます。しかし、現金やキャッシュカードを手渡しさせる方法やATMを被害者自身に電話口にて操作させ入金を行わせる方法等、特殊犯罪の手法が多様化されており新たな被害が発生しています。

また、子どもに対する声掛け事案の発生認知件数についても同様に増加傾向はなく、発生場所についても大きく偏りがあるわけではありません。刑法犯全般においても、市内の地域における偏りは認められず、これは特定の地域において犯罪の発生に地域差はなく、犯人の得意とする場所によって、犯罪が発生しているからであると考えられます。

^{注1} 刑法犯の総数から交通関係の業務上（重）過失致死傷罪を除いたもので、被害の届出、告訴、告発その他の端緒によりその発生を警察が確認した件数をいいます。

^{注2} 自転車盗、車上ねらい、オートバイ盗、部品ねらい、ひったくり、自動車盗、路上強盗、自動販売機ねらいをいいます。

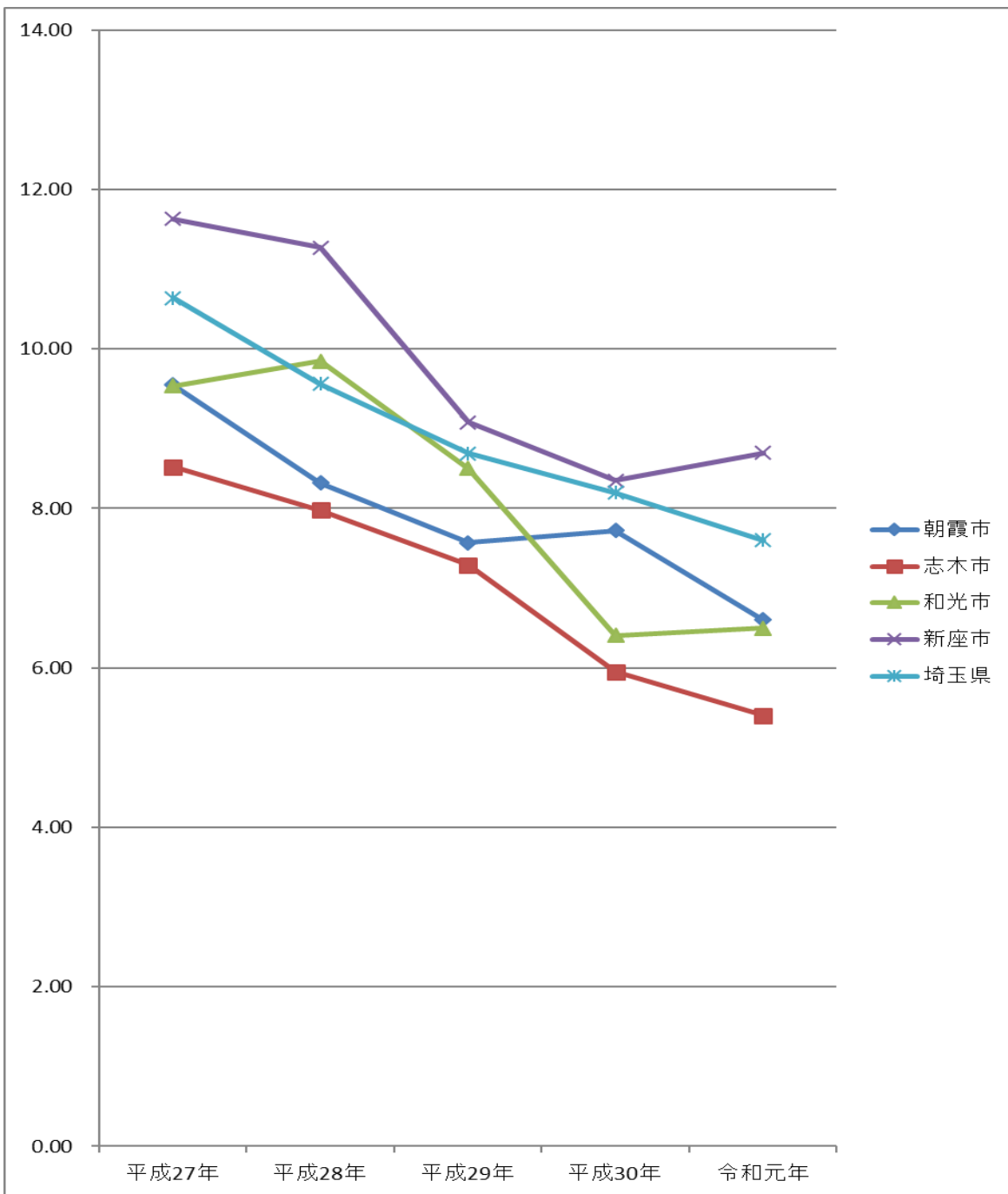
^{注3} 自主防犯パトロールを行う団体のうち、朝霞市の認定基準を満たす団体を朝霞市防犯パトロール隊として認定しており、認定を受けた団体を総称して「朝霞わがまち防犯隊」としています。認定の基準は、①団体の構成員が5人以上であり、②月1回以上の自主防犯パトロールを行っていることとしています。

■人口 1,000 人当たりの刑法犯認知件数

(単位：件)

刑法犯認知件数	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
朝霞市	9.55	8.32	7.57	7.72	6.60
志木市	8.52	7.98	7.29	5.95	5.40
和光市	9.54	9.85	8.50	6.41	6.50
新座市	11.63	11.27	9.08	8.35	8.70
埼玉県	10.64	9.56	8.69	8.20	7.60

※各年とも 4 月 1 日現在の人口で算出

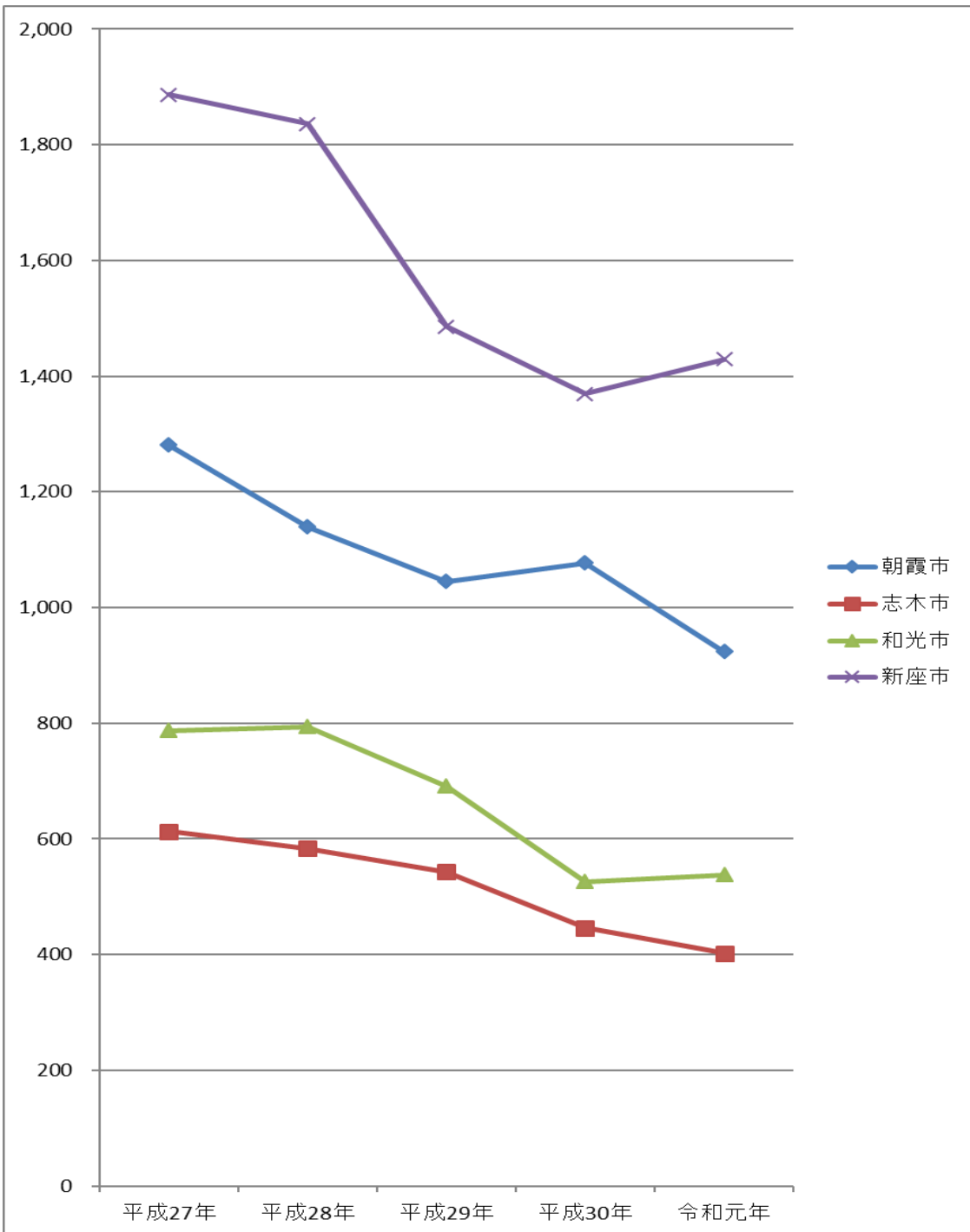


(資料：埼玉県県民生活部防犯・交通安全課)

■ 刑法犯認知件数（犯罪発生件数）

（単位：件）

刑法犯認知件数	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
朝霞市	1,281	1,139	1,045	1,077	924
志木市	613	583	543	446	402
和光市	787	794	691	526	538
新座市	1,887	1,836	1,486	1,369	1,429
埼玉県	73,456	69,456	69,456	60,001	55,497



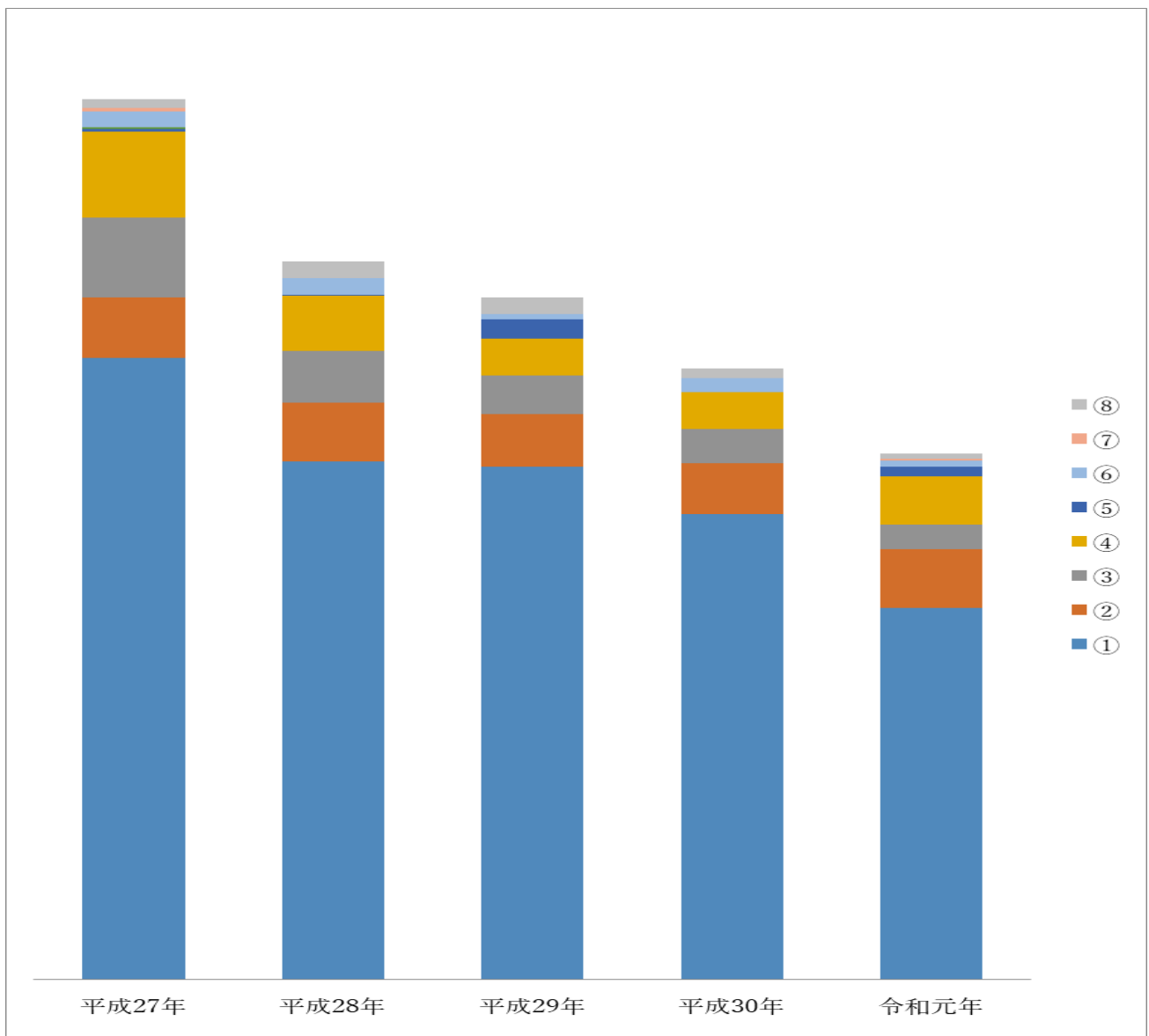
（資料：埼玉県警察本部生活安全企画課）

■ 朝霞市内の街頭犯罪認知件数

(単位：件)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
①	454	378	374	340	271
②	44	43	39	37	43
③	58	38	28	25	18
④	63	40	27	27	35
⑤	2	1	14	0	7
⑥	12	12	4	10	5
⑦	2	0	0	0	1
⑧	7	12	12	7	4
合計	642	524	498	446	384

- ①自転車盗
- ②車上ねらい
- ③オートバイ盗
- ④部品ねらい
- ⑤ひったくり
- ⑥自動車盗
- ⑦路上強盗
- ⑧自動販売機ねらい



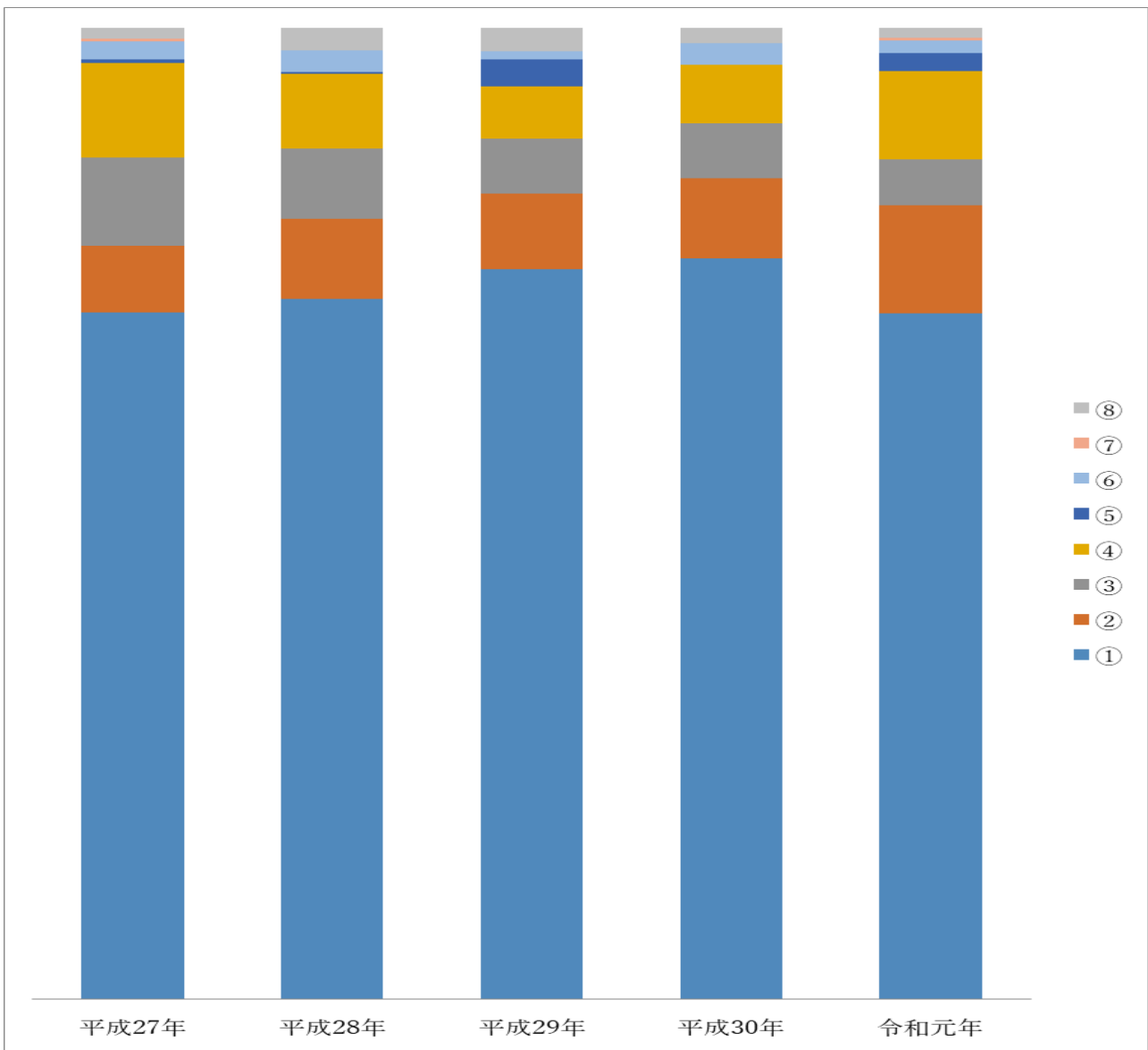
(資料：埼玉県県民生活部防犯・交通安全課)

■朝霞市内の街頭犯罪構成比率

(単位：%)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
①	70.7%	72.1%	75.2%	76.2%	70.6%
②	6.9%	8.2%	7.8%	8.3%	11.2%
③	9.0%	7.3%	5.6%	5.6%	4.7%
④	9.8%	7.6%	5.4%	6.1%	9.1%
⑤	0.3%	0.2%	2.8%	0.0%	1.8%
⑥	1.9%	2.3%	0.8%	2.2%	1.3%
⑦	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
⑧	1.1%	2.3%	2.4%	1.6%	1.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ①自転車盗
- ②車上ねらい
- ③オートバイ盗
- ④部品ねらい
- ⑤ひったくり
- ⑥自動車盗
- ⑦路上強盗
- ⑧自動販売機ねらい



(資料：埼玉県県民生活部防犯・交通安全課)

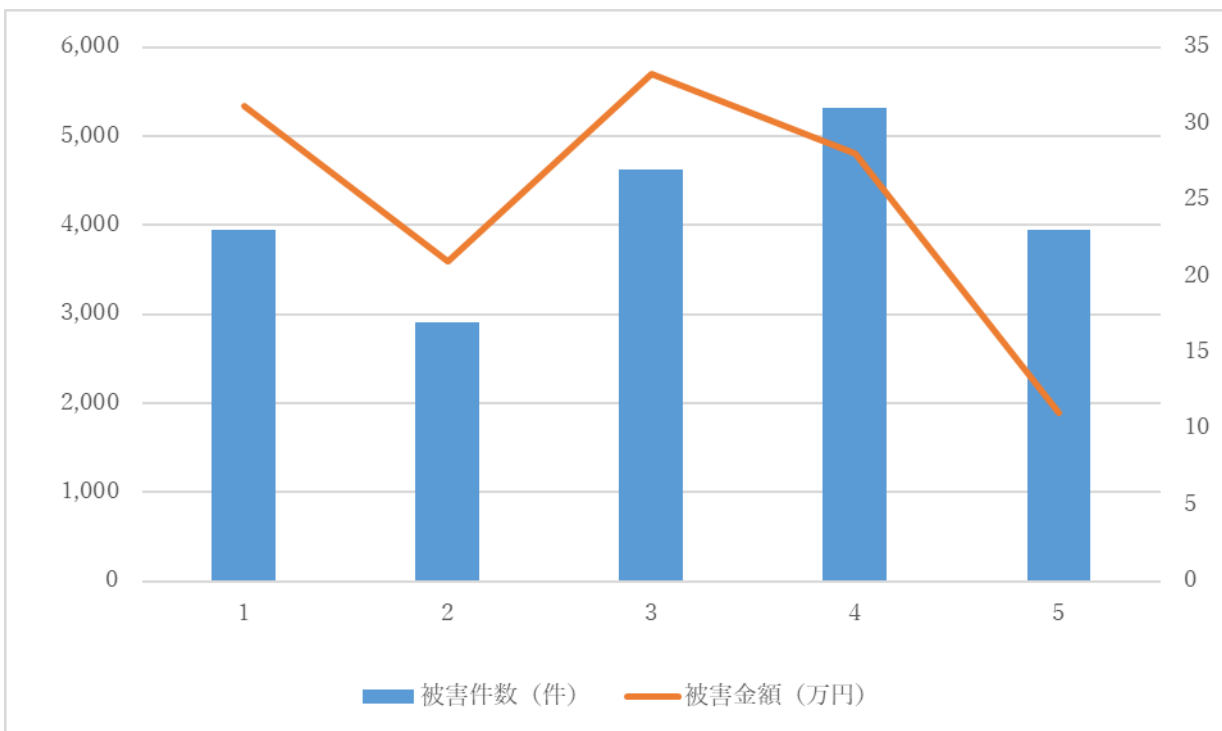
■朝霞市内の特殊詐欺被害の発生状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
被害件数（件）	23（1）	17（1）	27（1）	31（1）	23（2）
被害金額（万円）	5,335	3,594	5,701	4,805	1,889
予兆通報件数（件）	308	228	375	805	725

※被害件数のカッコ内は未遂件数

※被害金額は千円以下切り捨て。

※予兆通報件数…犯人からの電話を受け、警察に通報した件数

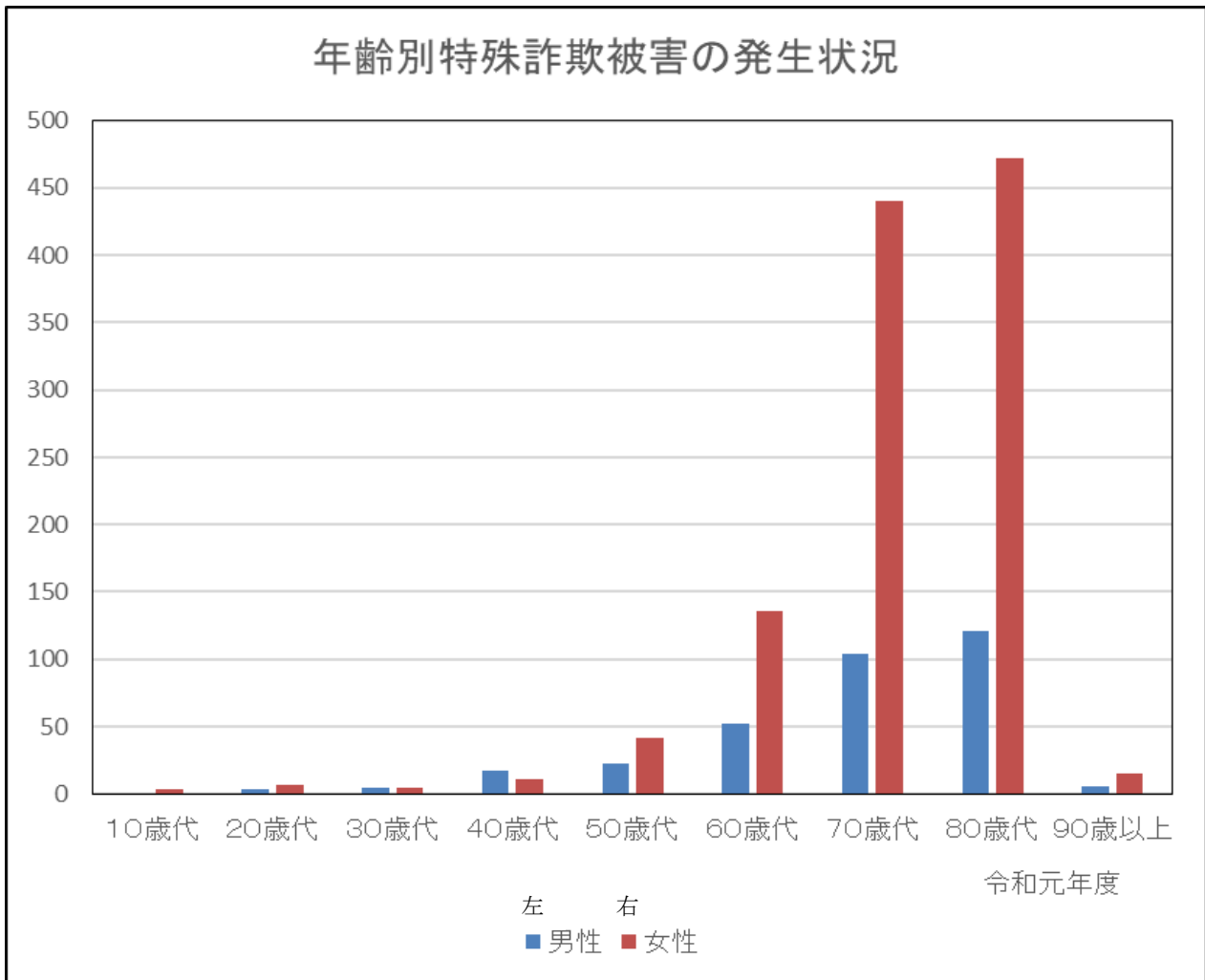


（資料：埼玉県県民生活部防犯・交通安全課）

■令和元年度年齢別特殊詐欺被害の発生状況（埼玉県内）

（単位：件）

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳以上
男性	0	3	5	17	22	52	104	121	6
女性	3	7	4	11	41	136	440	472	15
総計	3	10	9	28	63	188	544	593	21



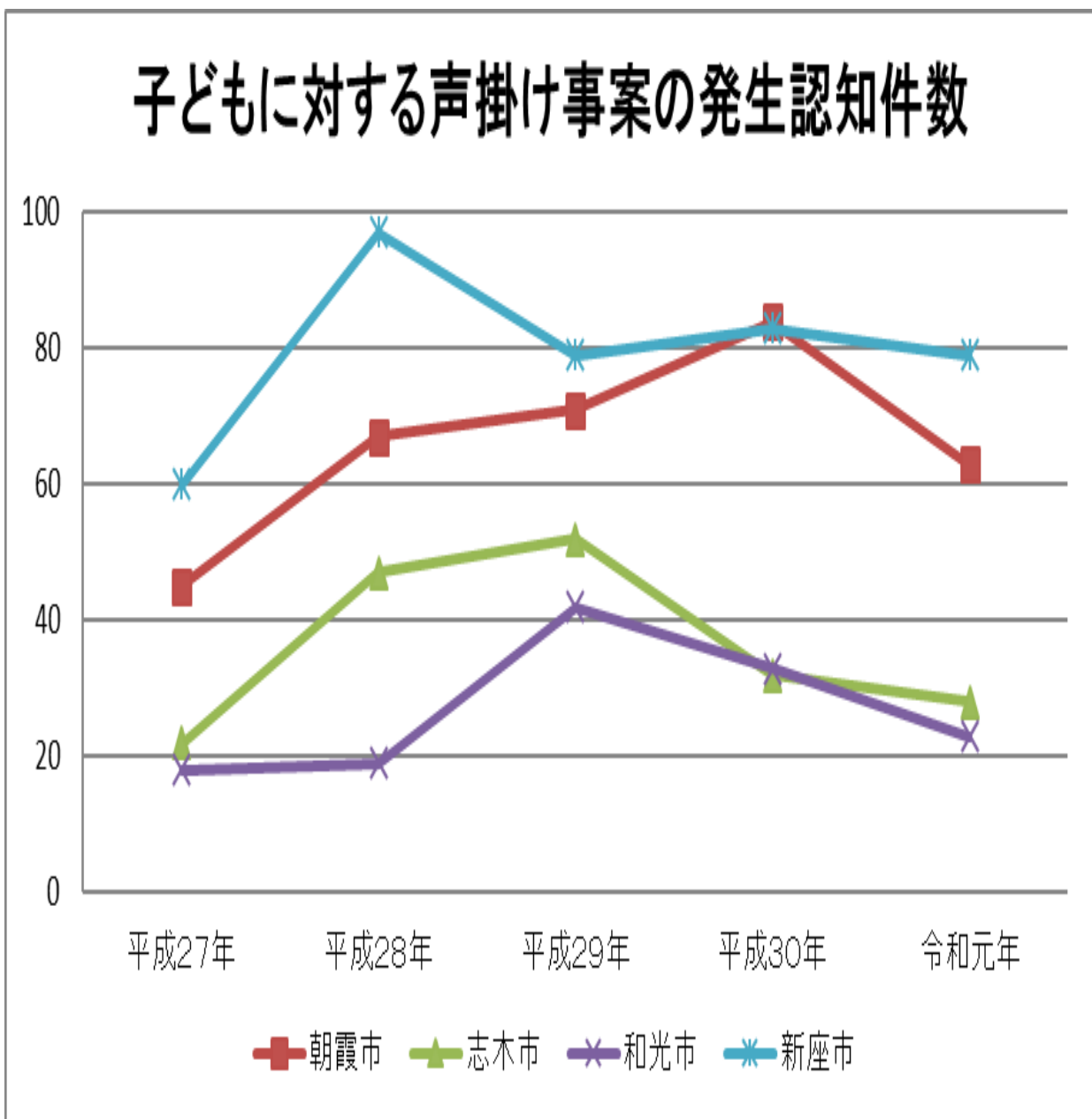
（資料：埼玉県県民生活部防犯・生活安全総務課）

■子どもに対する声掛け事案の発生認知件数

(単位：件)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
朝霞市	45	67	71	84	63
志木市	22	47	52	32	28
和光市	18	19	42	33	23
新座市	60	97	79	83	79
埼玉県	2,481	3,045	3,318	3,280	3,312

※声掛け事案の定義…18歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声を掛ける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性的犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案をいう。



(資料：埼玉県警察本部)

■空き家等の管理不全に関する対応状況

(単位：件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
情報提供受付件数	47	23	27	23	37
対象外の件数(※)	4	2	3	1	4
管理状態改善済み 件数	32	13	18	14	17
所有者に対する情 報提供・相談中の 件数	5	2	1	0	5
未改善の件数 (うち所有者調査 中の件数)	6 (1)	6 (1)	5 (3)	8 0	11 (2)

※対象外…調査の結果、適正に管理されていることが確認できた等の理由による。

(資料：朝霞市都市建設部開発建築課)

4 第4次朝霞市防犯推進計画の見直しにあたり

(1) 第3次防犯推進計画の総括

第3次計画については、実施計画において具体的な取り組みを進めるとともに、毎年度当初、朝霞市防犯推進庁内連絡会議及び防犯推進計画会議において、その進捗状況等について意見交換をしてきました。

その結果、既述のとおり、直近5年間で犯罪認知件数は減少するとともに、市民意識調査においても、満足度が高いとの評価を受けていることから、第3次計画の取り組みが有効であったと考えられます。

特に、特殊詐欺の予兆電話が発生した際、防災行政無線を利用し周知する等の広報や自主防犯活動隊の啓発等の取り組みは犯罪を未然に防ぐための大きな一因となっております。

(2) 埼玉県防犯のまちづくり推進計画（令和2年度～6年度）との関係

埼玉県の令和2年度からの計画において、防犯カメラ設置の促進が新たに計画に追加されたことや、性犯罪・性暴力根絶を目指した取り組みを強化していくこととなっております。本市においても、防犯カメラを内蔵した自動販売機の設置のため事業者と連携を強化することや性犯罪・性暴力をなくすための広報、啓発を行うなど、県計画との整合を図りながら本市の第4次計画を検討する必要があります。

5 第4次朝霞市防犯推進計画の方向性

第3次の総括及び埼玉県の計画を踏まえ、第4次計画の方向性について、以下の3点に留意して策定することとします。

第4次朝霞市防犯推進計画の方向性
1 第3次計画の取組を継続する
2 広報、啓発活動を強化する
3 事業者との連携を強化する

第2 計画の基本方針と目標

1 犯罪を起こさせにくい地域環境づくりの推進

犯罪を防止し、安全で安心なまちを築いていくためには、犯罪の大半を占める街頭犯罪や侵入盗など、機に乗じて行われる犯罪を防止していく必要があります。

また、振り込め詐欺などの高齢者を狙った犯罪のほか、子どもに対する声掛け事案や不審者の出没等の犯罪の前兆行為についても、地域ぐるみで防止していく必要があります。

さらに、管理不全な空き家等が増加する傾向にあり、不審者の侵入や放火などの犯罪の温床となるおそれがあることから、土地建物所有者が適正に管理をしていく必要があります。

そのためには、犯罪を行おうとする者を地域に入り込みにくくさせるための【領域性】^{注4}、犯罪を思いとどまらせるための【監視性】^{注5}、犯罪に対する抵抗力を強化する【抵抗性】^{注6}をそれぞれ高めて、引き続き犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを推進します。

2 推進体制の整備

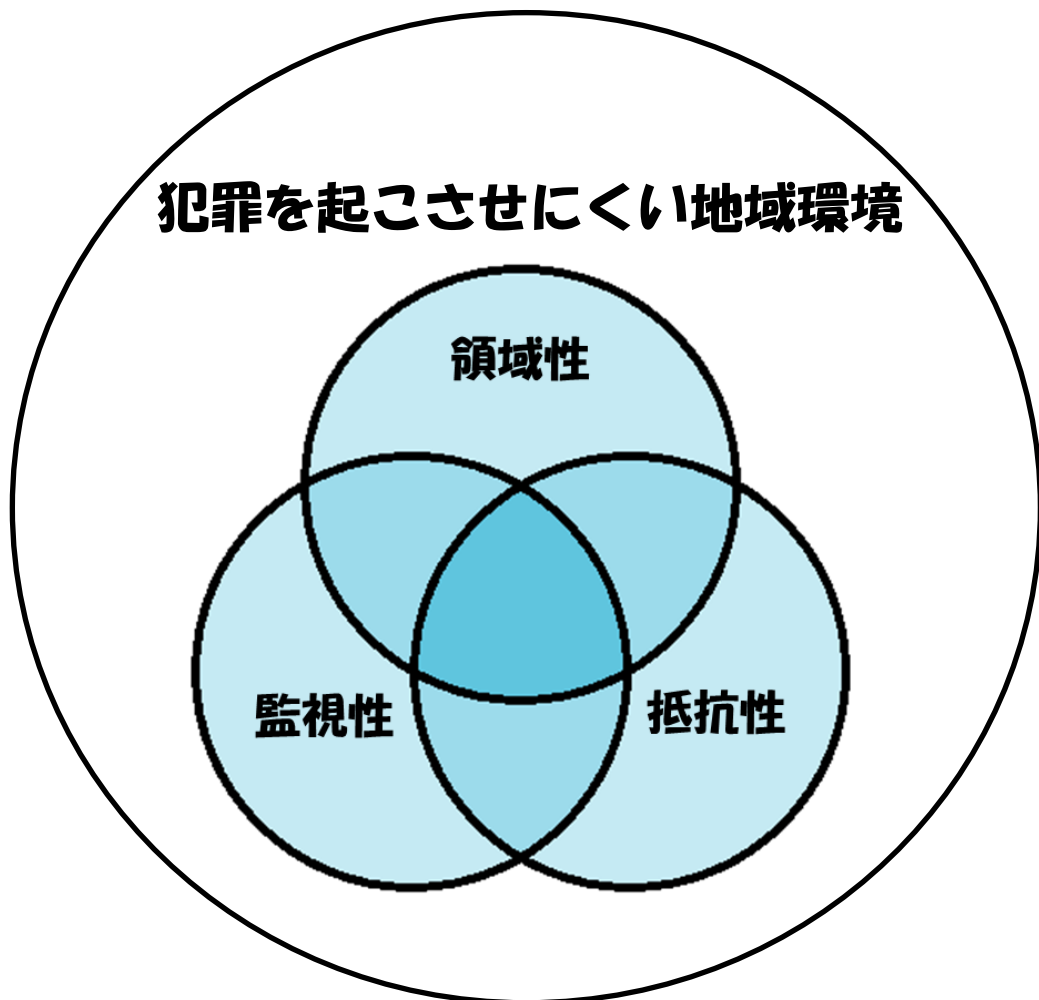
市、市民（土地建物所有者等を含む）、事業者及び警察やその他の関係機関・団体がお互いに連携し、犯罪状況や生活環境の実態把握に努め、市民生活の安全について協議し、それぞれが一体となって防犯に関する施策を総合的かつ計画的に実施する推進体制を引き続き整備します。

具体的には、朝霞市防犯推進計画会議において、防犯に関する施策を計画的に推進するための計画の策定及び推進状況の検証を行います。

3 数値目標の設定

計画の基本方針である犯罪を起こさせにくい地域環境づくりのために、計画の数値目標を設定します。

数値目標は、別途策定する「第4次朝霞市防犯推進計画実施計画」において年度ごとに設定し、計画期間中であっても、社会情勢等の変化によって適宜見直すこととします。



注4【領域性】…あいさつの励行や清掃活動などを地域全体で行うことにより、住民の連帯を強くすることや、学校等で門扉を設置し、部外者を立入制限することなどにより高めることができます。

注5【監視性】…防犯カメラの設置や自主防犯パトロールなどを行うことにより高めることができます。

注6【抵抗性】…少しの外出でも必ず施錠をする、歩行時には車道側にかばんを持たない等の習慣を付けたり、自転車や家屋のドアに鍵を二つ以上付けたりするなどして高めることができます。

第3 計画の性格

この計画は、防犯のまちづくりに関して総合的かつ長期的に実施すべき施策の大綱を定めたものです。また、第5次朝霞市総合計画後期基本計画を基盤とし、本市における防犯施策の基本的な方向性を示すとともに、他の関連する計画等との連携を図ります。

ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢等の変化によっては適宜見直すこととします。

1 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

2 実施計画

本計画に基づいて実施する事業については、別途実施計画を策定するとともに、毎年度、進捗状況や実績を踏まえ見直していきます。

第4 計画の内容

この計画は、市、市民（土地建物所有者等を含む）、事業者が取り組むべき施策を定めたものです。

1 市

第4次朝霞市防犯推進計画における施策の6つの柱

- 1 広報その他の啓発による防犯意識の高揚
- 2 防犯に関する自主的な活動を推進するための支援
- 3 都市環境の整備による安全な地域社会の構築
- 4 学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保
- 5 パトロールの実施
- 6 推進体制の整備

2 市民

第4次朝霞市防犯推進計画における施策の2つの柱

- 1 防犯に関する意識の高揚
- 2 自主的な防犯活動

3 事業者

第4次朝霞市防犯推進計画における施策の2つの柱

- 1 防犯に関する意識の高揚
- 2 地域における防犯活動の推進と事業活動における防犯対策

第4次朝霞市防犯推進計画 施策体系一覧

主体	施策の大柱	施策の中柱	取組内容
行政	(1) 広報その他の啓発による防犯意識の高揚	① 広報、啓発活動の推進	広報あさかへの掲載
			電光掲示板による啓発
			市ホームページ(ツイッター、フェイスブック)への掲載
			パブリシティ活動の実施
	(2) 防犯に関する自主的な活動を推進するための支援	② 防犯教育の推進	朝霞わがまち防犯隊への犯罪情報の提供
			朝霞わがまち防犯隊への感謝状贈呈
			高齢者対象の啓発活動の実施
			消費生活センターとの連絡調整
	(3) 都市環境の整備による安全な地域社会の構築	③ ポスター等の掲示	ぼぼたんの活用
			DV(ドメスティック・バイオレンス)相談窓口の市ホームページへの掲載
			性犯罪・性暴力相談窓口の市ホームページへの掲載
			女性に対する暴力をなくす運動(パープルリボンキャンペーン)の実施
	(4) 学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保	④ 事業者に対する防犯対策の要請	防犯に関する研究会等の実施
			防犯に関するポスター等の公共施設への掲示
			防犯マグネットの公用車等への掲示
			市内循環バスへのポスター等の掲示
	(5) ハットロールの実施	④ 犯罪被害者支援活動の充実	公共施設トイレへのDV相談窓口情報の配置
			市が作成する防犯に関するポスター等の事業者への掲示依頼
			市が実施する防犯事業に対する参加協力依頼
			防犯協定の締結(防犯カメラ設置の推進)
(6) 推進体制の整備	① 防犯灯等の設置の補助	自治会・町内会等が管理する防犯灯の設置又は交換及び維持管理経費に対する補助金の交付	
		商店街街路灯の設置及び維持管理費に対する補助金の交付	
		商店会及び自治会・町内会の防犯カメラ設置に対する補助金の交付	
		朝霞地区防犯協会、朝霞地区暴力排除推進協議会に対する負担金の交付	
(7) 防犯に関する意識の高揚	② 防犯関係団体への支援	防犯ハットロール資機材等の購入経費に対する補助金の交付	
		講演会実施に伴う経費に対する補助金の交付	
		悪質電話被害対策機器購入に対する補助金の交付	
		総合的対応窓口を設置し関係機関と連携を図る	
(8) 自主的な防犯活動	③ 高齢者を狙った振り込め詐欺等の防止対策の推進	人による巡回や防犯カメラの設置などによる監視の強化、並びに安全の管理	
		死角の除去などの施設の改修	
		空き家の適正管理の促進	
		道路照明灯の整備	
(9) 防犯に関する意識の高揚	④ 公園における安全対策	市所有の防犯灯の維持管理	
		あき地における安全対策	
		あき地の適正な維持管理の促進	
		定期的な樹木の剪定、死角を発生させないための低木植樹の推進	
(10) 防犯に関する意識の高揚	⑤ 施設における自転車対策	自転車駐車場の整備及び維持管理	
		放置禁止区域内の放置自転車の撤去	
		放置禁止区域内の放置自転車禁止に対する広報活動の推進	
		防犯カメラ等の防犯機器の配備の促進	
(11) 防犯に関する意識の高揚	⑥ インターネットの安全利用における施策	不審者の校内等への侵入防止策の推進	
		照明等の整備	
		防犯教育研修会の実施	
		防犯ブザーの貸与	
(12) 防犯に関する意識の高揚	⑥ インターネットの安全利用における施策	登下校時の安全指導・安全点検	
		通学路の安全マップの作成	
		学校と警察等の関係機関の連携による非行防止教室の実施	
		「受け子」等、特殊詐欺に加盟させないための啓発・教育の推進	
(13) 防犯に関する意識の高揚	⑥ インターネットの安全利用における施策	薬物乱用防止教室のや啓発・教育の推進	
		子どもの不適切なインターネット利用の防止	
		自主防犯ハットロール隊への支援	
		警備員による青色防犯ハットロールカーの運行	
(14) 防犯に関する意識の高揚	⑥ インターネットの安全利用における施策	不法投棄監視ハットロールの実施	
		市職員による資源持ち去り防止監視ハットロールの実施	
		警察に対するハットロール強化の要請	
		わんわんハットロール実施への支援	
(15) 防犯に関する意識の高揚	⑥ インターネットの安全利用における施策	庁内関係部署の連携による朝霞市防犯推進庁内連絡会議の設置	
		日常生活における防犯対策の確認及び防犯知識の向上	
		地域コミュニティの活性化(あいさつ運動、清掃活動、青少年健全育成啓発キャンペーン等)	
		自治会・町内会等における学習会の実施	
(16) 防犯に関する意識の高揚	⑥ インターネットの安全利用における施策	高齢者対象の啓発活動の実施	
		悪質電話被害対策機器の設置による被害の未然防止	
		土地建物の適切な管理	
		危険箇所の把握と対策	
(17) 防犯に関する意識の高揚	⑥ インターネットの安全利用における施策	防犯灯の設置及び維持管理	
		自主防犯ハットロールの継続的な実施	
		防犯に関する研修会、街頭啓発活動への参加	
		「青少年を守り育成する家」協力箇所の増加と掲載地図の作成・普及	
(18) 防犯に関する意識の高揚	⑥ インターネットの安全利用における施策	職場及び周囲における防犯対策の確認	
		防犯研修会の開催	
		自主的な防犯に関する活動の推進	
		自主的な防犯に関する活動の推進	
(19) 防犯に関する意識の高揚	⑥ インターネットの安全利用における施策	危険箇所のチェック	
		照明灯、防犯カメラ等の設置	
		防犯に関する研修会、街頭啓発活動への参加	
		ポスター等の掲示協力	
(20) 防犯に関する意識の高揚	⑥ インターネットの安全利用における施策	防犯に関する意識の高揚	
		防犯に関する意識の高揚	
		防犯に関する意識の高揚	
		防犯に関する意識の高揚	

1 市の取組

(1) 広報その他の啓発による防犯意識の高揚

犯罪を防止するためには、自分たちの安全は自分たちで守るという市民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚を図り、併せて、防犯に関する正しい知識と情報を共有することが大切です。

市は、朝霞市防犯シンボルマーク「彩夏ウボーイ」^{注7}を統一シンボルとし、市民（土地建物所有者等を含む）、事業者に防犯意識の高揚を図るための啓発活動を行います。

① 広報、啓発活動の推進【領域性】

- ・ 広報あさかへの掲載
- ・ 電光掲示板による啓発
- ・ 市ホームページ（ツイッター、フェイスブック）への掲載
- ・ パブリシティ活動の実施
- ・ 朝霞わがまち防犯隊への犯罪情報の提供
- ・ 朝霞わがまち防犯隊への感謝状贈呈
- ・ 高齢者対象の啓発活動の実施
- ・ 消費生活センターとの連絡調整
- ・ 朝霞市キャラクター「ぼぼたん」^{注8}の活用
- ・ DV（ドメスティック・バイオレンス）相談窓口の市ホームページへの掲載
- ・ 性犯罪・性暴力相談窓口の市ホームページへの掲載
- ・ 女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボンキャンペーン）の実施

② 防犯教育の推進【領域性】

- ・ 防犯に関する研修会等の実施

③ ポスター等の掲示【領域性】【監視性】

- ・ 防犯に関するポスター等の公共施設への掲示
- ・ 防犯マグネットの公用車等への掲示
- ・ 市内循環バスへのポスター等の掲示
- ・ 公共施設トイレへのDV相談窓口情報の配置

^{注7} 朝霞市防犯シンボルマーク彩夏ウボーイ

朝霞わがまち防犯隊の統一シンボルを表示し、朝霞市の防犯パトロール隊であることを示すために制定したものです。名称を彩夏ウボーイ（さいかうぼーい）といい、朝霞市民まつり彩夏祭のシンボルキャラクターである彩夏（さいか）ちゃんをベースに保安官風にデザインしたものです。統一シンボルマークは、防犯事業を推進する機運を醸成するため、朝霞わがまち防犯隊の使用に限定せず、防犯事業全般のシンボルとしています。（表紙参照）

^{注8} 朝霞市キャラクターぼぼたんは、朝霞市制施行50周年の節目に誕生した朝霞市の魅力を発信するキャラクターです。

- ④ 事業者に対する防犯対策の要請【領域性】【監視性】
 - ・市が作成する防犯に関するポスター等の事業者への掲示依頼
 - ・市が実施する防犯事業に対する参加協力依頼
 - ・防犯協定の締結（防犯カメラ設置の推進）

（２）防犯に関する自主的な活動を推進するための支援

犯罪を防止するためには、市民や団体が自主的、主体的に地域の安全のために活動することが大切です。

市は、活動しやすい環境づくりを推進するため、様々な支援事業を行います。

- ① 防犯灯等の設置の補助【領域性】【監視性】
 - ・自治会・町内会等が管理する防犯灯の設置又は交換及び維持管理経費に対する補助金の交付
 - ・商店街街路灯の設置及び維持管理経費に対する補助金の交付
 - ・商店会及び自治会・町内会の防犯カメラ設置に対する補助金の交付
- ② 防犯関係団体への支援【領域性】【監視性】
 - ・朝霞地区防犯協会、朝霞地区暴力排除推進協議会に対する負担金の交付
 - ・防犯パトロール資機材等の購入経費に対する補助金の交付
 - ・講演会実施に伴う経費に対する補助金の交付
- ③ 高齢者を狙った振り込め詐欺等の防止対策の推進【抵抗性】
 - ・悪質電話被害対策機器購入に対する補助金の交付
- ④ 犯罪被害者支援活動の充実【領域性】
 - ・総合的対応窓口の設置による関係機関の連携

(3) 都市環境の整備による安全な地域社会の構築

犯罪を防止するためには、犯罪を行おうとする者に犯罪の機会を与えないことが大切です。建築物や道路、公園などにおいては、犯罪を起こさせにくい環境整備を進めるよう努めます。

① 建築物における安全対策【領域性】 【監視性】

- ・ 人による巡回や防犯カメラの設置などによる監視の強化、並びに安全管理の推進
- ・ 死角の除去などの施設の改修
- ・ 空き家の適正管理の促進

② 道路における安全対策【領域性】

- ・ 道路照明灯の整備
- ・ 市所有の防犯灯の維持管理

③ あき地における安全対策【領域性】

- ・ あき地の適正な維持管理の促進

④ 公園における安全対策【領域性】

- ・ 定期的な樹木の剪定、死角を発生させないための低木植樹の推進

⑤ 施設における自転車対策【領域性】 【抵抗性】

- ・ 自転車駐車場の整備及び維持管理
- ・ 放置禁止区域内の放置自転車の撤去
- ・ 放置禁止区域内の放置自転車禁止に対する広報活動の推進

(4) 学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保

近年、子どもに対する声掛け事案や不審者の出没など、子どもを狙った犯罪の前兆行為が多く発生しています。学校内外における防犯対策の強化により、領域性、監視性を高めるとともに、防犯教育を推進することによって子ども自身の抵抗性を高めるとともに、スクールガード・リーダー^{注9}が中心となり、教職員、保護者等が一体となって子どもを犯罪から守ります。

- ① 学校施設内の防犯管理体制の整備【領域性】 【監視性】
 - ・ 防犯カメラ等の防犯機器の配備の促進
 - ・ 不審者の校内等への侵入防止策の推進
- ② 建築物における安全対策【領域性】
 - ・ 照明等の整備
- ③ 防犯教育の推進【領域性】
 - ・ 防犯教育研修会の実施
- ④ 通学路の安全対策【領域性】 【抵抗性】
 - ・ 防犯ブザーの貸与
 - ・ 登下校時の安全指導・安全点検
 - ・ 通学路の安全マップの作成
- ⑤ 子どもの健全育成のための啓発・教育活動の充実【領域性】
 - ・ 学校と警察等の関係機関の連携による非行防止教室の実施
 - ・ 「受け子」等、特殊詐欺に加担させないための啓発・教育の推進
 - ・ 薬物乱用防止教室の啓発・教育の推進
- ⑥ インターネットの安全利用における施策【監視性】
 - ・ 子どもの不適切なインターネット利用の防止

^{注9} スクールガード・リーダーは、学校安全のために、登下校時におけるパトロールや、防犯訓練の実施、青少年を守り育成する家との連携等、地域ぐるみで効果的・継続的な子どもの安全を見守る活動を行っています。

(5) パトロールの実施【領域性】 【監視性】

パトロールの実施により、地域の領域性、監視性を高め、安全なまちづくりを推進します。

- ・ 自主防犯パトロール隊への支援
- ・ 警備員による青色防犯パトロールカーの運行
- ・ 不法投棄監視パトロールの実施
- ・ 市職員による資源持ち去り防止監視パトロールの実施
- ・ 警察に対するパトロール強化の要請
- ・ わんわんパトロール実施への支援

(6) 推進体制の整備【領域性】

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりは、市、市民（土地建物所有者等を含む）、事業者、及び警察やその他の関係機関・団体がお互いに連携し合い、一体となった活動が必要です。

犯罪状況や生活環境などの実態把握に努め、市民生活の安全について協議し、防犯に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を引き続き整えます。

- ・ 市、市民（土地建物所有者等を含む）、事業者、及び警察やその他の関係機関団体の連携による朝霞市防犯推進計画会議による体制の推進
- ・ 庁内関係部署の連携による朝霞市防犯推進庁内連絡会議による体制の推進

2 市民（土地建物所有者等を含む）の取組

（1）防犯に関する意識の高揚【領域性】 【監視性】 【抵抗性】

犯罪の予防は、市民一人ひとりの心掛けが大切で、日頃から防犯意識を持って行動することが必要です。また、自分たちの安全は自分たちで守るという認識を持ち、防犯に関する意識を高めていくことが大切です。

また、高齢者などを狙った振り込め詐欺が依然として増加しています。その手口も常に変化し「振り込み型」に代わり「手渡し型」の手口が増加するなど、巧妙化、複雑化しているため、市や関係機関・団体から、高齢者やその家族に対して、発生状況や防止対策などの情報をわかりやすく提供するなど、犯罪予防知識の向上が大切です。

- ・ 日常生活における防犯対策の確認及び防犯知識の向上
- ・ 地域コミュニティの活性化（あいさつ運動、清掃活動、青少年健全育成啓発キャンペーン活動等）
- ・ 自治会・町内会等における学習会の実施
- ・ 高齢者対象の啓発活動の実施
- ・ 悪質電話被害対策機器の設置による被害の未然防止
- ・ 土地建物の適切な管理

(2) 自主的な防犯活動

地域での連携を図り、自主防犯パトロール活動など主体的に取り組むことや、市と市民が協働して取り組むことが大切です。

特に、子どもに対する声掛け事案や不審者の出没など、子どもを狙った犯罪の前兆行為を防ぐため、地域における見守り活動を継続して実施することが大切です。

① 自主的な防犯に関する活動【領域性】 【監視性】

- ・ 危険箇所の把握と対策
- ・ 防犯灯の設置及び維持管理
- ・ 自主防犯パトロールの継続的な実施

② 市と市民が協働で実施する施策【領域性】 【監視性】

- ・ 防犯に関する研修会、街頭啓発活動への参加
- ・ 「青少年を守り育成する家」協力箇所の増加と掲載地図の作成・普及

3 事業者の取組

(1) 防犯に関する意識の高揚【領域性】【抵抗性】

従業員も含めて地域の一員であるとの認識に立ち、防犯に関する意識を高め、地域と一体となって防犯活動を推進していくことが大切です。

- ・ 職場及び周囲における防犯対策の確認
- ・ 防犯研修会の開催

(2) 地域における防犯活動の推進と事業活動における防犯対策

自らの事業活動における防犯対策に取り組むとともに、従業員も含めて地域の一員であるとの認識に立ち、住民活動への積極的な参加や市と事業者等が協働して取り組むことが大切です。

- ① 自主的な防犯に関する活動の推進【領域性】
- ② 事業所施設の防犯対策の推進【領域性】
 - ・ 危険箇所のチェック
 - ・ 照明灯、防犯カメラ等の設置
- ③ 市と事業者等が協働で実施する施策【領域性】
 - ・ 防犯に関する研修会、街頭啓発活動への参加
 - ・ ポスター等の掲示協力

分野別取組一覧表

	市	市民	事業所等
領域性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報、啓発活動の推進 ・ 防犯教育の推進 ・ ポスター等の掲示 ・ 事業者に対する防犯対策の要請 ・ 防犯灯等の設置の補助 ・ 防犯関係団体への支援 ・ 犯罪被害者支援活動の充実 ・ 建築物、道路、あき地、公園における安全対策 ・ 施設における自転車対策 ・ 学校施設内の防犯管理体制の整備 ・ 防犯教育の推進 ・ 通学路の安全対策 ・ 子どもの健全育成のための啓発・教育活動の充実 ・ パトロールの実施に係る各種施策 ・ 推進体制の整備に係る各種施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策 ・ 自主的な防犯に関する活動 ・ 市と市民が協働で実施する施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策 ・ 自主的な防犯に関する活動の推進 ・ 事業所施設の防犯対策の推進 ・ 市と事業者等が協働で実施する施策
監視性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター等の掲示 ・ 事業者に対する防犯対策の要請 ・ 防犯灯等の設置の補助 ・ 防犯関係団体への支援 ・ 建築物における安全対策 ・ 学校施設内の防犯管理体制の整備 ・ パトロールの実施に係る各種施策 ・ インターネットの安全利用における施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策 ・ 自主的な防犯に関する活動 ・ 市と市民が協働で実施する施策 	/
抵抗性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者を狙った振り込め詐欺等の防止対策の推進 ・ 施設における自転車対策 ・ 通学路の安全対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策